

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 千葉県
農業委員会名： 鴨川市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計	
		普通畑	樹園地	牧草畑		
耕地面積	1850	383			2233	
経営耕地面積	1153	107	81	20	6	1260
遊休農地面積	66	27	27			93
農地台帳面積	2279	624				2903

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1387
自給的農家数	422
販売農家数	965
主業農家数	126
準主業農家数	183
副業的農家数	656

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1239
女性	524
40代以下	11

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	84
基本構想水準到達者	25
認定新規就農者	2
農業参入法人	14
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 8 月 10 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	14	14	10

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,233 ha	467 ha	20.91 %
課 題	農業従事者の減少・高齢化などによる耕作放棄地の増加、農地の分散などが農地の確保・有効活用を図る上での課題となっている。 特に、相続等による非農家が所有する農地については、利用集積を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
338 ha	327 ha	3 ha	96 %

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	随時、借り手・貸し手の意向を把握し、利用権設定等の利用集積に努める。
活動実績	年間を通じ 農業委員、推進委員による農地の利用集積に向けた掘り起こし活動・担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動を行った。 また、農業経営基盤強化法による利用権設定者に対し、期間満了時期にあわせて年4回(4月・7月・10月・1月)更新通知を送付した。 加えて、2月に農業者へチラシを配布し、制度等の周知を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	適切である。
活動に対する評価	適切である。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	2 経営体	3 経営体	5 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	1.3 ha	2.7 ha	2.6 ha
課題	新規就農後の農業技術の向上、販路の持続的な確保や法人化等による安定的な農業経営が課題となっている。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
3 経営体	5 経営体	167 %
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
1.5 ha	2.6 ha	173 %

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	随時、県農業会議、県新規就農相談センター(県安房農業事務所)、市農林水産課等との連携を図る。
活動実績	4月、6月、8月、3月 新規就農希望者から相談を受け、県安房農業事務所改良普及課、市農林水産課と連携のもと農地法手続き等の支援を行った。 年間を通じて、新規就農希望者の相談活動を市農林水産課と連携して行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	法人、個人による地域的な農業経営を目指した新規参入者があり、概ね目標は達成できたと思われる。
活動に対する評価	安定的な農業経営や地域調和のため、農業委員、推進委員による新規参入者への十分な事前説明が必要と思われる。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 2326.5 ha	遊休農地面積(B) 93.5 ha	割合(B/A×100) 4.02 %
課 題	農業者の高齢化と後継者不足により、遊休農地が発生しており、遊休農地発生防止の呼びかけと早期発見に努めることが重要である。速やかな所有者等への指導と共に、一時的な解消とならないように取り組んでいくことが課題である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
4.2 ha	0 ha	0 %

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	14人	9月～11月
農地の利用意向調査	調査実施時期:12月～翌1月			
その他の活動	広報による市民への啓蒙活動や農地パトロールの実施。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		14人	9月～11月	11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月	12月～翌1月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 5筆	調査数: 筆	調査数: 筆	
	調査面積: 0.3 ha	調査面積: ha	調査面積: ha	
その他の活動	広報による市民への啓蒙活動や農地パトロールの実施。			

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地の利用状況調査に日数がかかることから、実施体制の整備が必要となっている。
活動に対する評価	市内農地全ての状況を調査するには、立ち入り困難な場所が多いため、段階を得て取り組む必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2233	0.05 ha
課 題	遊休農地の増加は、不法投棄の場になる可能性が高く特に山間部等においては、違反転用の発見が遅れがちとなっており、重点的な監視活動を行う必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
0 ha	- 0.05 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	違反転用の発生を防止するため、農業者等への周知に努めるとともに、これまでどおり普段から委員の監視活動に加え農地パトロールを実施する。
活動実績	10月に市広報紙に記事を掲載するとともに、年間を通して農業委員、推進委員による農地パトロールを行った。 また、随時、通報についても対応した。
活動に対する評価	農業委員、推進委員による農地パトロールは計画どおり行い、随時事務局も通報に対応し、現場確認を行った。 違反転用1件(0.05ha)については、農振農用地除外手続きを行ったのち、3月に農地転用の申請を提出するよう是正指導を行い、4月に県から許可が下り解消を図ることができた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数：36件、うち許可36件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	事務局による申請書類の確認及び申請者に対する聴きとり調査を実施するとともに農業委員、推進委員及び事務局による現地調査を実施。				
	是正措置	農地法第3条第2項第1号により、農地等の権利の取得者又はその世帯員等が、使用及び収益を目的とする権利を有している農地の全てを良好かつ効率的耕作を指導。				
総会等での審議	実施状況	事務局職員による説明の後、現地調査委員による報告を行い、関係法令及び審査基準に基づき、議案ごとに審議を実施。				
	是正措置	-				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件			
	是正措置	-				
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載し、縦覧に供す。				
	是正措置	-				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数：43件)

点検項目		具体的な内容				
事実関係の確認	実施状況	事務局による申請書類の確認及び申請者に対する聴きとり調査を実施するとともに農業委員及び事務局による現地調査を実施				
	是正措置	-				
総会等での審議	実施状況	事務局職員による説明の後、現地調査委員による報告を行い、関係法令及び審査基準に基づき、議案ごとに審議を実施				
	是正措置	-				
審議結果等の公表	実施状況	議事録に記載し、縦覧に供す。				
	是正措置	-				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	-				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		13 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		9 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		4 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		4 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由	事業年度終了時期が12月末であり、提出期限が3月末までであるため、報告が遅れている。	
	対応方針	3月末までに未提出の法人に対し、再度文書による提出依頼を送付する。その後、提出がない場合は、催告及び農業委員、推進委員での現地調査を行い是正する。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを催告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況	—	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 599 件	公表時期 令和3年1月
		情報の提供方法:事務局内に設置及びホームページに掲載	
	是正措置	—	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 739 件	取りまとめ時期 令和3年3月
		情報の提供方法:総会議事録により公表	
	是正措置	—	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 2903 ha	
		データ更新:農家台帳システムによる農地等データの電算処理	
	公表:農地情報公開システム「全国農地ナビ」への公開		
是正措置	—		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 なし 〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務局内で縦覧

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0 件

提出先及び提出した
意見の概要

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している